

議案第 160 号

さいたま市都市公園条例の一部を改正する条例の制定について
さいたま市都市公園条例の一部を改正する条例を次のように定める。

令和8年9月2日提出

さいたま市長 清水 勇 人

さいたま市都市公園条例の一部を改正する条例

さいたま市都市公園条例（平成１３年さいたま市条例第２４４号）の一部を次のように改正する。

次の表中下線又は太線の表示部分（以下、改正前の欄にあっては「改正部分」と、改正後の欄にあっては「改正後部分」という。）については、次のとおりとする。

- (1) 改正部分及びそれに対応する改正後部分が存在するときは、当該改正部分を当該改正後部分に改める。
- (2) 改正部分のみ存在するときは、当該改正部分を削る。
- (3) 改正後部分のみ存在するときは、当該改正後部分を加える。

改正後							
別表第4（第19条、第30条関係）							
公園名	公園施設名	区分	利用料金				摘要
			午前	午後	全日	時間外利用（1時間につき）	
			午前9時から午後零時まで	午後1時から午後5時まで	午前9時から午後5時まで		
[略]							
秋葉の森総合公園	公園施設	[略]	[略]				
	野外施設		1区画1日につき 730円				
[略]							
備考 [略]							

改正前							
別表第4（第19条、第30条関係）							
公園名	公園施設名	区分	利用料金				摘要
			午前	午後	全日	時間外利用（1時間につき）	
			午前9時から午後零時まで	午後1時から午後5時まで	午前9時から午後5時まで		
[略]							
秋葉の森総合公園	公園施設	[略]	[略]				
	野外施設		1基1日につき 730円				
[略]							
備考 [略]							

--	--

附 則

この条例は、令和 9 年 4 月 1 日から施行する。